

資循第 2685 号
令和元年 7 月 3 日

(公社) 神奈川県環境保全協議会 御中

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の処理期限の周知について (依頼)

本県の廃棄物行政につきましては、日ごろ御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」) 廃棄物及び PCB 使用製品 (以下「PCB 廃棄物等」) については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び同法施行令により、処理期限が定められています。本県内で保管又は所有されている高濃度 PCB 廃棄物等のうち、変圧器、コンデンサー等については、令和 4 年 (2022 年) 3 月 31 日までに処理することが定められており、本年 7 月 5 日をもって、残り 1,000 日を切ることとなります。そこで、これを契機に県内の各団体等を通じて、広く広報・周知を行っていただきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ、大変恐縮ですが、貴団体における Facebook、Twitter 等の SNS 又はメールマガジン等において、貴団体会員様への周知について、御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、別紙に御参考として Twitter、メールマガジン等における文例を示させていただきました。このほか、文字数等をお示しいただけたら、こちらで文例を提案いたしますので、以下の問合せ先まで御連絡ください。

問合せ先
適正処理グループ 小沢
電話 (045) 210-4151
電子メール ozawa.c3g@pref.kanagawa.jp